

監事監査報告書

2026年6月15日

学校法人 東京家政学院
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 東京家政学院

監事

青木早苗

監事

渡邊 徹



私たち監事は、私立学校法第52条第1号及び第104条第1項並びに学校法人東京家政学院寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人東京家政学院の2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行った。

私たちは、監査に当たり、学校法人東京家政学院監事監査規則に準拠し、理事会及び評議員会に出席するとともに、内部監査室と連携し適時、適切に法人監査及び設置3校の实地監査を実施し、理事等から業務の報告を聴取した。また、計算書類等については、私立学校法第104条第2項の規定に基づき、会計監査人(齊藤公認会計士事務所)から会計監査報告の内容について報告及び説明を受け、計算書類等について検討を加えた。その結果、次のとおり報告する。

1. 学校法人の業務に関する決定及び執行は、所要の手続きのもと行われているものと認める。
2. 学校法人の計算書類等、すなわち資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、事業報告書及び収益事業に係る決算報告書(貸借対照表・損益計算書)並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。
3. 学校法人の業務及び財産並びに理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実認められない。
4. 学校法人が設置する中学校・高等学校の生徒数は漸増傾向にあるが、大学の入学定員および収容定員に対する充足状況は引き続き減少傾向にあり、早急な改善対応が取られる必要がある。
5. 学校法人東京家政学院は、2026年3月に学校法人法政大学との間で、相互の信頼関係に基づき、将来の連携強化と発展をめざして基本合意書を締結した。これまで、厳しい経営環境の中で経営及び財務の根本的改革に着手してきたが、十分な成果が認められない状況が続いてきた中で、学院の現状と将来像を勘案した適切な判断であったと思料される。なお、この決定においては、執行部が中心となり、理事会、評議員会で必要十分な検討を進めるとともに、教職員、学生生徒及びその父母に対して説明を実施し、適切に選考されたものと認められる。

以上